

令和 7 年度川西市一般廃棄物処理実施計画

1 . 処理対象廃棄物及び区域

- (1) 処理対象：川西市域において発生する一般廃棄物
- (2) 収集面積：53.44 k m²
- (3) 計画収集人口：152,914 人 (令和 6 年 12 月末現在)

2 . 計画期間

令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日から令和 8 年 (2026 年) 3 月 3 1 日まで

3 . 一般廃棄物の処理量(搬出量)の実績と見込み(資源化物を処理量に含む。)

(1) 令和 5 年度の一般廃棄物の処理量の実績

家庭系一般廃棄物	32,662 トン
事業系一般廃棄物	12,294 トン
合 計	44,956 トン

(2) 令和 6 年度の一般廃棄物の処理量の見込み

家庭系一般廃棄物	33,300 トン
事業系一般廃棄物	12,283 トン
合 計	45,583 トン

(3) 令和 7 年度の一般廃棄物の処理量の見込み

家庭系一般廃棄物	32,556 トン
事業系一般廃棄物	12,146 トン
合 計	44,702 トン

4 . 川西市が行う事業は、次のとおりとする。

(1) 家庭系ごみ	収集、運搬及び処分又は再生利用
(2) 事業系ごみ	処分又は再生利用 (猪名川上流広域ごみ処理施設組合 (以下「国崎クリーンセンター」という。) にて行う。)
(3) し尿及び浄化槽汚泥	収集、運搬及び処理
(4) 動物死体、不法投棄ごみ等	収集、運搬、処理及び処分又は再生利用

なお、家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ等については、国崎クリーンセンターへ搬入することとし、事業所等から事業活動に伴って排出されるごみ(事業系ごみ)の収集及び浄化槽汚泥については、10に掲げる許可業者が行うものとする。家庭系ごみのうち、業務委託し収集を行うごみの種類と地域については11に記載する。

5. 分別の区分と収集回数は、以下のとおりとする。

(1) 分別収集区分

分別収集するごみは、次の区分及び回数により収集する。ただし、申込みにより随時収集も行うものとする。

種別	回数	収集方法
燃やすごみ	週2回	市(直営・委託)
プラスチック製容器包装	週1回	市(直営・委託)
ペットボトル	週1回	市(直営・委託)
燃やさないごみ	月1回	市(直営・委託)
有害ごみ	月1回	市(直営・委託)
ビン	月1回	市(直営・委託)
カン	月1回	市(直営・委託)
大型ごみ	随 時	市(直営)
紙・布	月2回	市(委託)

(2) 市で収集しないもの

事業系ごみ

会社やお店などから出る事業活動に伴って生じた廃棄物

国崎クリーンセンターにおいて適正に処理することが困難なもの
ブロック、タイヤ、バッテリー、自動車部品、LPガスボンベ、切り株・木(直径15cm以上)土砂、石、ドラム缶、畳(本畳)、瓦、コンクリート、セメント、建具、建築廃材、ピアノ、耐火金庫等

法令等で回収・リサイクルルートが確立されているもの

ア 一般廃棄物の広域認定制度にかかるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)に基づく環境大臣が定めた一般廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づく環境大臣の認定を受けたものによる当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められる次のものについては、その処理方法によるものとし、市による収集及び処分は行わないものとする。

○廃消火器

○廃二輪自動車（原動機付自転車を含む）

イ 資源有効利用促進法にかかるもの

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号）に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となった物であって、指定再資源化事業者による自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められる次のものについては、その処理方法によるものとし、市による収集及び処分は行わないものとする。

- 廃パーソナルコンピュータ
- 廃密閉型蓄電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウム二次電池及び小型制御弁式鉛蓄電池）
- ボタン電池（酸化銀電池、空気亜鉛電池、アルカリボタン電池）

ウ 家電リサイクル法にかかるもの

特定家庭用機器再商品化法（平成 1 0 年法律第 9 7 号）に規定する特定家庭用機器廃棄物となった物であって、特定家庭用機器の小売販売を業として行うものによる再商品化の制度が確立されている次のものについては、その処理方法によるものとし、市による収集及び処分は行わないものとする。なお、特定家庭用機器再商品化法による引取義務のないものについては、兵庫県電機商業組合の廃家電 4 品目収集協力店により処理するものとする。

- ユニット型エアコンディショナー
- テレビジョン受信機（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機 E L 式）
- 冷蔵庫、冷凍庫
- 洗濯機、衣類乾燥機

（ 3 ）在宅医療に係る廃棄物への対応

在宅医療に係る一般廃棄物のうち、家庭から排出される医療器具の廃棄物は、受け取った医療機関又は薬局に返却するものとし、市による収集及び処分は行わないものとする。

- 医療器具（注射針、注射器、針付きのチューブ類、翼状針、特殊な形状針等）

（ 4 ）ごみステーションへの排出が困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等の戸別収集についての対応（サポート収集）

サポート収集を受けることができる者は、市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯の者で、その世帯構成員では家庭ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難であり、かつ、他の者からごみ出しの協力が得られないものとする。

一人暮らしの概ね 6 5 歳以上の高齢者世帯で、要介護認定において要介

護 2 以上に該当する者

一人暮らしの障がい者世帯で身体障がい者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が 1 級または 2 級に該当する者

に該当する者で構成されている世帯の者

に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

○ 収集方法 週 1 回戸別で収集を行う。

○ 分別方法 5 (1) 分別収集区分中 から に準ずる。

(5) 小型家電の収集

5 (1) 分別収集区分中 の内、使用済み小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、できるだけ多くの使用済小型家電の回収・再資源化を進めていくことを目的として、下記に掲げる各所の回収ボックスにて投入口に入る使用済小型家電を収集し、再資源化を行う。

なお、使用済小型家電とは、特定家庭用機器再商品化法（平成 1 0 年法律第 9 7 号）の対象となっている品目以外の品目については、ケーブルや充電器などの附属品も含めて、ほぼ全ての品目が制度対象品目となる。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ○ 川西市役所 | ○ 清和台公民館 |
| ○ 川西市美化推進課（丸山台） | ○ 北陵公民館 |
| ○ 川西南公民館 | ○ 東谷公民館 |
| ○ 明峰公民館 | ○ ゆめほたる（国崎クリーンセンター） |
| ○ 多田公民館 | ○ パレット川西 |
| ○ 緑台公民館 | |
| ○ けやき坂公民館 | |

(6) 大型ごみ収集の有料化及び予約収集制

「大型ごみ」の収集に関しては、処理手数料を次に掲げる区分に応じて徴収する。なお、1 辺の長さは排出するごみの縦の辺、横の辺、高さの辺のうち最も長い部分で判断する。また、収集については事前（4 開庁日前）に電話、ファクス又はインターネットによる予約後、処理手数料を徴収した後に行う。

1 辺が 4 0 cm 以上 1 m 未満	3 0 0 円
1 辺が 1 m 以上 2 m 未満	6 0 0 円
1 辺が 2 m 以上	9 0 0 円

(7) エアゾールカン（スプレーカン）・ガスボンベ等

エアゾールカン（スプレーカン）・ガスボンベ等を排出する際は、中身を使い切り、空の状態、穴を開けずに排出することとする。

(8) ビンの分別

ビンの排出に際しては、 無色 茶色 その他の色の 3 種類に分別し排出することとする。

(9) ごみ袋の色指定

ごみ排出時のごみ袋の色は、黒色を除く透明または半透明とし、半透明とは袋に入れたごみが確認できるものとする。

6 . 5 で定めたもの以外の廃棄物は、次のとおり収集する。

種類	回数	収集方法
し尿及び浄化槽汚泥	定例的なものは月 2 回以内 その他は申込みにより随時	市 (委託)
動物死体、不法投棄ごみ等	必要なとき	市 (直営)

7 . 廃棄物の処理及び処分は、次のとおり行う。

ごみ	国崎クリーンセンター (川西市国崎字小路13番地) で分別、破碎、焼却等の中間処理を行った後、埋立処分又は再生利用する。
紙・布類	(株)北摂リサイクルセンター能勢工場 (大阪府豊能郡能勢町下田5番地 3) (株)北摂リサイクルセンター宝塚工場 (宝塚市高司4丁目92番地18号) 大本紙料(株)伊丹工場 (伊丹市口酒井3丁目3番地21号) (株)タマヨリ (伊丹市池尻7丁目154番地) で選別等中間処理を行った後、再利用等する。
し尿及び浄化槽汚泥	し尿中継所 (川西市加茂6丁目10番6号) においてし渣を除去後、希釈して公共下水道に放流し、最終的に猪名川流域下水道事務所原田処理場 (大阪府豊中市原田西町1番1号) で処理する。
動物死体	川西市斎場 (川西市柳谷字鷹尾山柿木谷10番地の 1) および(株)猪名川動物霊園 (猪名川町清水字前谷51番地2) で火葬する。

8 . 一般廃棄物の収集及び処理については、川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めるところにより手数料を徴収する。なお、大型ごみ処理手数料

料は処理券を購入することにより納めるものとし、購入場所は、川西市ホームページに掲げる。

９．ごみ減量化、再資源化に資するため、次の事業を実施する。

ごみ減量化、再資源化事業一覧	
奨励事業	再生資源集団回収奨励金交付事業
	古紙リサイクル事業
	剪定枝粉碎機貸出事業
	ごみ減量チャレンジ・モニター事業
啓発事業	ごみ減量出前講座
	子ども向け学習会（給食・お弁当食べきりラリー、お片付けミッション）
	啓発誌ごみ行政特集「Rあ～るかわにし」の発行
	小学校４年生向け副読本「ごみ減量ワークブック」の発行
	ごみ減量啓発パネル展
	スリム・リサイクル宣言店との連携
	食べ残しゼロ運動
	エコクッキング
	事業系一般廃棄物減量化計画書事業
	食品ロス削減事業（フードドライブ）
	リユース子ども服の譲渡事業「ふクレル」

１０．許可業者は、次の一覧表のとおりとする。

（１）許可業者一覧表

許可業者名	所在地	許可申請の種類	許可の業種
阪神環境事業(株)	川西市久代１ - ４ - １０	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を含む。）	収集運搬業
		浄化槽清掃	浄化槽清掃業
(有)秀旭産業	川西市錦松台３ - ６ ６	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業

ふじ産業(株)	池田市空港 2 - 3 6 8 大阪国際空港内	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
(株)クリーン フューチャーウエダ	川西市小花 1 - 1 5 - 9	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
(有)平川産業	川西市下加茂 1 - 2 2 - 2 2	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
(株)キタサカ	川西市南花屋敷 4 - 2 0 - 1 1	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
峰本産業	猪名川町荘苑 1 - 9 - 2	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
池澤清掃	川西市火打 1 - 1 - 7 - 2 - 2 0 2	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
都市クリエイト(株)	高槻市上田辺町 1 9 - 8	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
浜田化学（株）	川西市久代 1 - 2 7 - 2 2 A	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
泉興業（株）	尼崎市東七松町 1 - 1 5 - 2 0	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
HOKUSETSU（株）	川西市平野 3 - 2 - 1 1	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
(株)北摂リサイクル センター	川西市小花 1 - 2 - 1 2 - 3 0 1	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
鍵本産業(株)	川西市久代 1 - 5 - 1 1	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業

（２）既存の許可業者車両の積載能力と事業系ごみの年間排出量から考慮すると、現在の許可業者車両台数で市内の事業系ごみの収集運搬は充足している。

このため、現在以上に許可業者数が増加した場合は、過当競争により既存の許可業者の健全な事業への影響や不適正処分による住民の生活環境への影響につながるおそれがあり、一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に行うため、原則として新規許可を受け付けないこととする。

１１．本市が４（１）及び（３）に掲げる一般廃棄物のうち、業務委託し収集を行う一般廃棄物は次のとおりとする。

種類	収集地域
燃やすごみ プラスチック製容器包装 ペットボトル 燃やさないごみ 有害ごみ ビン カン	別表のとおり
紙・布	市内全域
し尿	市内全域

別表(燃やすごみ、プラスチック製容器包装・ペットボトル・燃やさないごみ
・有害ビン・カン収集業務委託地区)

収集区域	
中央町	多田院 1 丁目
小花 1 丁目	多田院 2 丁目
小戸 1 丁目	山下町
小戸 3 丁目	笹部 1 丁目
美園町	笹部 2 丁目
栄町	笹部 3 丁目
鼓が滝 1 丁目	下財町
鼓が滝 2 丁目	新田 1 丁目
鼓が滝 3 丁目	新田 2 丁目
鶯台 1 丁目	新田 3 丁目
鶯台 2 丁目	多田院西 1 丁目
東畦野山手 1 丁目	多田院西 2 丁目
東畦野山手 2 丁目	多田院
萩原台東 1 丁目	けやき坂 1 丁目
萩原台東 2 丁目	けやき坂 2 丁目
萩原台西 1 丁目	けやき坂 3 丁目
萩原台西 2 丁目	けやき坂 4 丁目
萩原台西 3 丁目	けやき坂 5 丁目
多田桜木 1 丁目	山原 1 丁目
多田桜木 2 丁目	山原 2 丁目
湯山台 1 丁目	緑が丘 1 丁目
湯山台 2 丁目	緑が丘 2 丁目
下加茂 1 丁目	柳谷
久代 1 丁目	芋生
久代 2 丁目	若宮
久代 6 丁目	石道
東久代 1 丁目	虫生
東久代 2 丁目	国崎
多田院多田所町	黒川

収集区域	
小花 2 丁目	日高町
小戸 2 丁目	加茂 1 丁目
絹延町	加茂 2 丁目
出在家町	加茂 3 丁目
丸の内町	加茂 4 丁目
滝山町	加茂 5 丁目
南野坂 1 丁目	久代 3 丁目
南野坂 2 丁目	久代 4 丁目
鶯の森町	久代 5 丁目
萩原 1 丁目	矢間 1 丁目
萩原 2 丁目	矢間 2 丁目
萩原 3 丁目	矢間 3 丁目
火打 1 丁目	矢間東町
火打 2 丁目	一庫 1 丁目
松が丘町	一庫 2 丁目
霞ヶ丘 1 丁目	一庫 3 丁目
霞ヶ丘 2 丁目	一庫

収集区域
花屋敷 1 丁目
花屋敷 2 丁目
花屋敷山手町
満願寺町
鶯が丘
東多田 1 丁目
東多田 2 丁目
東多田 3 丁目
東多田
寺畑 1 丁目
寺畑 2 丁目
栄根 1 丁目
栄根 2 丁目
南花屋敷 1 丁目
南花屋敷 2 丁目
南花屋敷 3 丁目
南花屋敷 4 丁目
加茂 6 丁目
下加茂 2 丁目

収集区域
平野 1 丁目
平野 2 丁目
平野 3 丁目
平野
長尾町
西多田 1 丁目
西多田 2 丁目
錦松台
西多田